

株式取扱規則

(2012年4月1日改正)

東ソー株式会社

第1章 総則

(目的)

第1条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱及び手数料については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）及び株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款に基づきこの規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第3条 ① 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）に基づき行うものとする。

② 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の記録又は変更を行うものとする。

③ 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第4条 株主は、住所及び氏名又は名称を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受ける場所等)

第5条 外国に居住する株主及び登録質権者又はその法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受ける場所を定めなければならない。なお、常任代理人の住所及び氏名若しくは名称又は通知を受ける場所は、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

(法人の代表者)

第6条 株主が法人であるときは、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者)

第7条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の住所及び氏名又は名称を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第8条 株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その住所及び氏名又は名称を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第9条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等及び機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなすものとする。

(登録株式質権者)

第10条 登録株式質権者には本章の規定を準用する。

第3章 株 主 確 認

(株主確認)

第11条 ① 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人からなされたことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、又は提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

② 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等及び機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。

③ 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続のほか、株主が署名又は記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の住所及び氏名又は名称の記載を要するものとする。

④ 代理人についても第1項及び第2項を準用する。

第4章 少数株主権等の行使手続

(少数株主権等の行使手続)

第12条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、署名又は記名押印した書面により行うものとする。

第5章 単元未満株式の買取

(買取請求)

第13条 単元未満株式の買取を請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機関を通じて行うものとする。

(買取価格)

第14条 ① 買取請求株式の買取単価は、前条の買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に東京証券取引所において売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初に行われた売買取引の成立価格とする。
② 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第15条 ① 当会社は、前条により算出された買取価格から第24条に定める手数料を差し引いた額を、買取代金とし、当会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取価格が決定した日の翌日から起算して4営業日目にこれを買取請求者に支払うものとする。ただし、買取価格が剩余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。
② 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込又はゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第16条 買取の請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払又は支払手続を完了した日に当会社の振替口座に振替えるものとする。

第6章 単元未満株式の買増

(買増請求)

第17条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第18条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、当会社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日における全ての買増請求は、その効力を生じないものとする。

(買増請求の効力発生日)

第19条 買増請求の効力は、買増請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第20条 ① 当会社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

1. 3月31日
2. 9月30日
3. その他機関が定める株主確定日等

② 前項にかかわらず、当会社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

(買増価格)

第21条 ① 買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。

ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

- ② 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

(買増株式の移転)

第22条 買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、当会社が買増代金として買増価格に第24条に定める手数料を加算した金額の受領を確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

第七章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第23条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取り扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第八章 手 数 料

(手 数 料)

第24条 第13条の単元未満株式買取請求及び第17条の単元未満株式買増請求に係る手数料は、株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額及びこれに係る消費税額等の合計額とする。

1951. 10. 31	制定
1952. 11. 24	改正
1955. 11. 27	改正
1958. 4. 30	改正
1959. 5. 24	改正
1962. 10. 29	改正
1967. 5. 24	改正
1970. 10. 5	改正
1974. 11. 1	改正
1978. 1. 1	改正
1980. 12. 1	改正
1982. 10. 1	改正
1991. 11. 12	改正
1999. 10. 1	改正
2000. 3. 1	改正
2000. 11. 21	改正
2001. 10. 30	改正
2002. 7. 30	改正
2003. 4. 1	改正
2003. 6. 30	改正
2004. 6. 29	改正
2006. 5. 1	改正
2009. 1. 5	改正
2012. 4. 1	改正

単元未満株式の買取請求又は買増請求に伴う手数料

株式取扱規則第24条に基づく金額は、以下の算式により1単元当りの金額を算定し、これを買取又は買増をした単元未満株式の数で按分した金額とする。

(算式)

第13条に定める1株当りの買取価格又は第17条に定める1株当りの買増価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち

100万円以下の金額につき	1.150%
100万円を超える500万円以下の金額につき	0.900%
500万円を超える1,000万円以下の金額につき	0.700%
1,000万円を超える3,000万円以下の金額につき	0.575%
3,000万円を超える5,000万円以下の金額につき	0.375%

(円位未満の端数を生じた場合には切り捨てる。)

ただし、1単元当りの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。